

令和5年11月21日

保護者 各位

西原町教育委員会  
教育長 新島 悟  
【公印省略】

## Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の対応について（周知）

平素より本町の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝を申し上げます。

マスコミ報道でご存知のとおり、北朝鮮は人工衛星ロケットを11月22日(水)～12月1日(金)の期間に発射するとの発表がありました。その際、分離した物体が沖縄地方へ落下する可能性があります。

そのような事態が生じた場合は、Jアラート（全国瞬時警報システム）を通じて、ミサイル発射情報と避難の呼びかけが行われることが想定されます。

つきましては、万一、同様な事態が生じた場合は、町教育委員会としては、下記の通り町立の幼稚園・小・中学校には通知をしておりますので、それに準じて保護者の皆様も安全確保を最優先に対応をお願いいたします。

## 記

1. 弾道ミサイルが発射され、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合
  - (1) 自宅にいる場合  
幼児児童生徒が登校（登園）前や下校（降園）後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保させる。
  - (2) 登下校（登降園）のとき
    - ① 自宅に近い場合には戻り（向い）、避難解除が出されるまで自宅待機とする。
    - ② 学校に近い場合には戻り（向い）、校舎等建物の中または軒下に身を隠すよう指導する。
- ※学校（園）職員は適宜、幼児児童生徒を避難誘導し安全確保に努める。
2. 弾道ミサイルが沖縄本島内または近隣海域に落下した場合
  - (1) 屋外にいる場合は、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内へ避難させる。
  - (2) 屋内にいる場合は、窓を閉め、換気扇等も止めて室内を密閉する。
  - (3) 在宅中は外出しないこととし、学校等から連絡が確認できるまで登校しないように指導する。
3. 避難解除の情報が確認された後の対応について
  - (1) 登校（登園）前であれば、学校から登校について速やかにスクリレ、学校HP等で連絡する。  
※登校の判断が困難な場合は、教育委員会と協議して決定する。  
※給食についても、避難解除の時刻等を鑑みて適宜対応する。
  - (2) 授業中であれば再開する。
  - (3) 避難解除により、授業の開始に間に合わなくても遅刻扱いはしないこととする。
  - (4) 避難解除により、不安を訴える場合については出席停止扱いも可能とする。